

## 議会運営委員会の概要

### 1 事務局職員、執行部職員及び議会事務連絡員の紹介について

- ・ 事務局長が本委員会に出席する事務局職員を紹介した。
- ・ 総務部長が本委員会に出席する執行部職員を紹介した。
- ・ 議事調査課長が本委員会に出席する議会事務連絡員を、別紙「議会事務連絡員名簿」により紹介した。

### 2 新型コロナウイルス感染症の状況及び対応について

- ・ 防災くらし安心部長から、資料「新型コロナウイルス感染症の状況及び対応について」（資料1～資料4－2）により説明がなされた。

### 3 その他

#### （1）「令和3年度政府の施策等に対する提案」について

- ・ 総務部長から、「令和3年度政府の施策等に対する提案」について、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、4月7日に政府が発表した緊急経済対策等の内容も踏まえて、引き続き検討する必要があることから、議会への説明時期を延期したい旨の説明があり、了承された。

#### （2）「令和3年度政府の施策等に対する提案」に係る検討会について

- ・ 議会運営委員長から、「令和3年度政府の施策等に対する提案」に係る検討会について、執行部より上記のとおり延期したい旨の申し出があったことを受けて、検討会の開催についても延期することが諮られ、了承された。

#### 【発言概要、質疑等】

- （島津委員） 東京から帰省した人から、新型コロナウイルス感染症が拡大しているようだが、その人がPCR検査を受けたとの情報は無い。クラスター化させないためには、その人の結

果を把握する必要があると思うが状況は。

⇒（医療統括監）資料2の事例3は、検査を受けているが、結果が未着の状況である。事例10は、本県の状況を伝え、検査を東京都の保健所に依頼したが、感染拡大中のため、受診調整中である。

（島津委員）今は犯人捜しのようになっていて、どこの誰が感染したかが話題になっている。問題は、周囲が感染した人の関係者に近寄らなくなっていることである。不安解消のため、ある程度は公表していく必要があると思う。高島の事例では、保健所と町で情報共有しているようだが、記者会見を見ると細かい所まで共有なっていないと感じるが、各市町村では感染者の詳細情報を把握しているのか。

⇒（医療統括監）居住地市町村と連携して、できる限りの調査を行い情報共有している。公表となるとプライバシーの問題もあり、特定されない範囲で必要な情報を提供している。

（島津委員）居住地市町村も詳細を把握して、その上で対応していく体制づくりをお願いする。

⇒（医療統括監）引き続き、居住地自治体とはしっかり連携して対応していく。

（渋間委員）東京都への検査依頼のルールはどのようになっているのか。

⇒（医療統括監）感染症対策法に基づき知事が調査するが、本県から東京都の保健所に検査依頼している。本人にも依頼しているが、調査を受けることは努力義務である。本人は検査を受ける相談をしているが、東京都では検査の調整が追いつかない状況であるようだ。

（奥山委員）感染者の配偶者の検査結果が陰性で、その配偶者と話をした人が、会社に相談したところ、自宅待機となったが、家族にうつす不安があり、ホテルに滞在しようにも、事情を話すと断られると悩んでいるという相談があった。県では民間宿泊施設の借上げを検討しているとの報道があったが、その見通しや今後の対応はどうなっているのか。

⇒（医療統括監）宿泊施設について、対象者は軽症で指定医療機関への入院が必要なく、家族との隔離が困難な場合を考えており、今回の相談のような事例に対応するものではない。市町村も含め宿泊施設の候補は幾つかあるが、調整はこれからである。重症、中等症の患者が増えて、対応する指定医療機関の病床を確保するための準備である。

（奥山委員）今後そのような相談が増えてくると思う。知事の記者会見の中でも、不安を解消できるような情報発信をしていただきたい。

（吉村委員）県ではコロナ受診相談のコールセンターを設置したが、相談が殺到し、相談が多種多様で交通整理が出来ていないと聞いている。対応状況はどうなっているのか。

⇒（健康福祉部長）24時間体制フリーダイヤルで相談窓口を設置したが、感染者数が増えるにつれて、相談件数も増えている。資料1の5ページ（2）②、③に4月6日現在で、一般相談が4,319件、受診相談が4,106件となっている。交通整理の件については、自分の不安や疑問を整理していない段階での電話が多く、相談のやり取りの中で整理し

て、検査が必要であれば受診してもらっている。コールセンターへの相談が多いので、コールセンター以外にも保健所の相談窓口は残しているので、利用をお願いしたい。また、県民の不安を払拭できるよう情報提供をしっかりと行っていきたい。

(柴田委員) 資料2の事例の15番の高島消防署の事例では、署員の発熱が続いたため、特殊業務でもあり、消防署が保健所に依頼して検査したが、救急搬送業務に従事する救急車はいわゆる3密の環境で特殊な業務であり、特段の事情のある医療従事者、看護師などは、対応マニュアルを超えた柔軟な対応も必要と思うがどうか。

⇒(医療統括監) 救命救急業務に従事する場合は、コロナウイルス感染症対策のため、サージカルマスク、手袋、ゴーグル着用などの防護を行っているが、救命救急業務に従事する以外の休憩時の飲食などが感染リスクになると考えており、保健所が出向いて説明会を行っている。

(柴田委員) 防護対策をしても、東京の病院では院内クラスターが発生しており、第一線で活動している消防署員、医師、看護師に対し、マニュアルに沿わないので検査をしないということではなく、もう少し柔軟な形で対応していただきたい。

⇒(医療統括監) 今回の消防署だけの問題ではないので、連携して対策の再徹底を促したい。

(柴田委員) 学校の休校が続いており、保護者等が学力低下の不安を持っているが、オンライン授業や夏休みの前倒しなどの見通しがあれば、保護者の不安は解消されると思う。その見通しを4月の段階で示していくことが重要だと思うがどうか。

⇒(教育長) 学力の不安解消について、学校再開時に、昨年度の授業内容も含めた授業計画を立てて進めていく必要があるが、1つの候補として夏休み期間の活用を検討している状況である。

(柴田委員) 見通しを示せば、不安も解消し、勉学への意欲も出てくると思う。なるべく早く見通しを示していただきたい。

(矢吹委員) 首都圏に出張し帰ってきた会社員への企業側の対応は、各自の判断ではなく、統一的对応するためのマニュアルを企業側と一緒に作っていく必要があると思う。7都府県からの予約で旅館が埋まっているとの話もあり、その対応も旅館と一緒に考えていく必要もある。また、県外から来る人が利用する空港、駅、首都圏からのバスに対する水際対策が必要だと思うが、県外から流入する人への対策はどのように考えているのか。

⇒(防災くらし安心部長) 旅館、ホテルについては、生活衛生同業組合との話では、現状は利用客も減っているので、休館日を設けて従業員は休んでもらっている。また、従業員への感染を心配しており、営業規模を縮小している。旅館業法により7都府県からということで宿泊を断ることはできないが、営業規模を縮小し、宿泊施設として余裕がないので、宿泊を受けることはできないと申し上げることはできないのではないかという

話を聞いている。また、県内の方々には注意喚起を行っているが、県外からの来訪者が県内感染の始まりと推定される事例が多いので、県外から来る人への注意喚起、呼びかけも必要だと認識している。具体的にどんな所へ、どんなやり方で行うか、現状を把握し検討している段階である。なお、都市間バスについて、首都圏行きのバスは、本日現在で把握している限りではほとんどが運休している。運休期間は運行会社でまちまちであり、今後の対応も検討中とのことで、確認しながら対応の検討を進めていきたい。

#### **4 次回議運開催日時**

令和2年4月22日（水） 午前10時

# 議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和2年4月9日（木）

午前 10 時

1 事務局職員、執行部職員及び議会事務連絡員の紹介について

2 新型コロナウイルス感染症の状況及び対応について

3 その他

4 次回議運開催日時

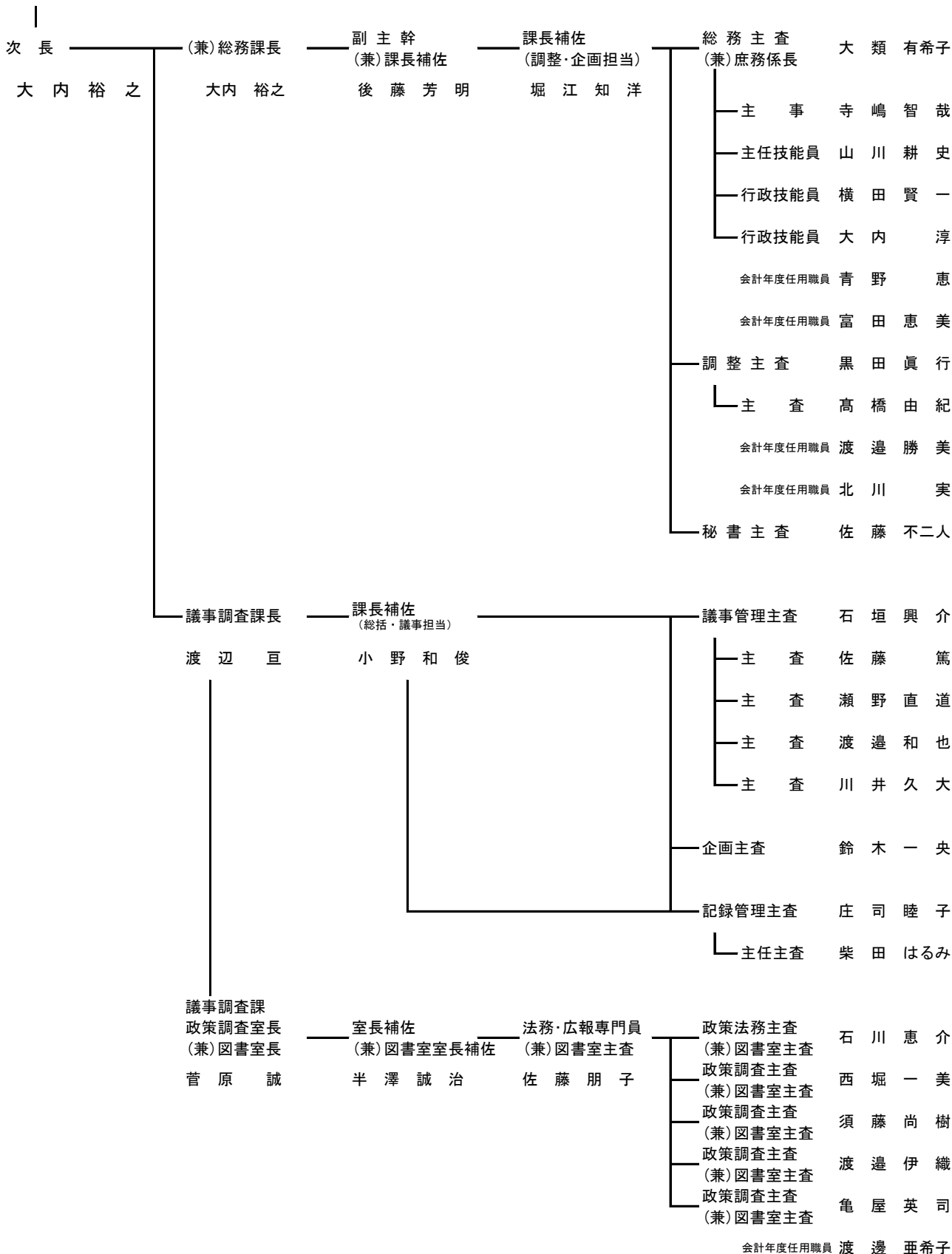
4月22日（水）午前10時

# 令和2年度山形県議会事務局組織及び体制

(令和2年4月1日現在)

事務局長

江袋 一 宏



総務課（事務局長含む）	12名（一般事務：9名、技能労務：3名）
議事調査課	18名（一般事務：18名）
会計年度任用職員	5名
計	35名

# 議会事務連絡員名簿

(令和2年4月1日現在)

委員会名	部 局 名	課・職名	氏 名	電話番号
	総 務 部	財 政 課 副 主 幹	安孫子 幸 一	2048
	総 務 部	財 政 課 課 長 補 佐	青 山 均	2047
	総 務 部	財 政 課 財 政 主 査	長 澤 好 巳	2147
	総 務 部	財 政 課 財 政 主 査	林 圭 一	2147
	総 務 部	財 政 課 財 政 主 査	豊 原 大	2140
総 務	総 務 部	人 事 課 副 主 幹	岩 瀬 一	2022
	みらい企画創造部	企画調整課 副主幹	齋 藤 満 宏	3310
	防災くらし安心部	防災危機管理課 副主幹	岩 月 広 太 郎	2195
	会 計 局	会 計 課 副 主 幹	矢 嶋 雄 一	2722
	監査委員事務局	監 査 課 副 主 幹	佐 藤 克 也	2659
	人事委員会事務局	職 員 課 副 主 幹	笠 島 信 行	2779
文教公安	教 育 庁	教育政策課 副主幹	高 橋 聡	2910
	警 察 本 部	総務企画課 総務調査官	石 山 高 司	2926
厚生環境	環境エネルギー部	環境企画課 副主幹	高 嶋 智 弘	3365
	子育て若者応援部	子育て支援課 副主幹	鏡 裕 之	2265
	健 康 福 祉 部	健康福祉企画課 副主幹	福 島 孝 一	2246
	病 院 事 業 局	県立病院課 副主幹	大 江 敏 宏	2328
農林水産	農 林 水 産 部	農政企画課 副主幹	齊 藤 正 彦	2421
商工労働 観 光	産 業 労 働 部	商工産業政策課 副主幹	早 坂 久 範	2357
	観光文化スポーツ部	観光立県推進課 副主幹	槇 英 毅	2374
	労働委員会事務局	審査調整課 副主幹	廣 谷 勝 子	2795
建 設	県 土 整 備 部	管 理 課 副 主 幹	槇 裕 一	2577
	企 業 局	総務企画課 副主幹	板 垣 洋 子	2731

※ 委員会条例順 > 建制順

## 新型コロナウイルス感染症の状況及び対応について

資料1

新型コロナウイルス感染症の状況等について

資料2

県内における新型コロナウイルス感染者の確認事例について

資料3

政府の令和2年度補正予算の概要について

資料4-1

県立学校における新学期の対応について

資料4-2

県立学校における感染防止対策及び体制整備の徹底について



## 新型コロナウイルス感染症の状況等について

## 1 感染者の発生状況

## (1) 世界の状況 (厚生労働省発表：4月7日正午時点)

感染者数計〔200国・地域〕 1, 315, 695人  
うち死亡者 73, 649人

<感染者が1万人以上の国別内訳>

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
日本	4,257	81	フランス	74,390	8,911	オランダ	18,803	1,867
米国	364,723	10,781	イラン	60,500	3,739	カナダ	16,653	323
スペイン	135,032	13,055	英国	51,608	5,373	オーストリア	12,206	220
イタリア	132,547	16,523	トルコ	30,217	649	ブラジル	12,056	553
ドイツ	102,453	1,735	スイス	21,575	583	ポルトガル	11,730	311
中国	81,740	3,331	ベルギー	20,814	1,632	韓国	10,331	192
						その他 ※	712	11

※ 日本においてクルーズ船の乗員乗客等のうち陽性と確認された人数  
(国際輸送案件につき日本の感染者には含まれない)

## (2) 国内の状況 (厚生労働省発表：4月7日正午時点)

感染者数計 4, 257人〔44都道府県〕 ※チャーター便帰国者を含む

都道府県	感染者	都道府県	感染者	都道府県	感染者	都道府県	感染者
北海道	198	東京都	1,203	三重県	13	香川県	2
青森県	12	神奈川県	280	滋賀県	18	愛媛県	23
宮城県	29	新潟県	34	京都府	138	高知県	36
秋田県	9	富山県	13	大阪府	482	福岡県	141
山形県	19	石川県	51	兵庫県	217	佐賀県	9
福島県	24	福井県	57	奈良県	28	長崎県	9
茨城県	77	山梨県	20	和歌山県	27	熊本県	21
栃木県	15	長野県	14	岡山県	12	大分県	32
群馬県	29	岐阜県	52	広島県	19	宮崎県	7
埼玉県	209	静岡県	10	山口県	13	鹿児島県	3
千葉県	283	愛知県	253	徳島県	3	沖縄県	27
						その他 ※	86
						計	4,257

※ 海外在住で一時帰国して発症した人や外国人等(検疫所職員、空港検疫を含む)  
 << 感染者未確認：3県(岩手県、鳥取県、島根県) >>

## (参考) 退院者数

国内感染者	クルーズ船	計
622	620	1,242

※国内感染者には、チャーター便帰国者を含む

## 2 世界保健機関(WHO)及び政府の主な対応等

## (1) WHO

- ・緊急委員会で「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言(1/31)
- ・新型コロナウイルスの名称を「COVID-19」と命名(2/11)
- ・事務局長が「新型コロナウイルス感染症について、“パンデミック”と言える」と表明(3/11)
- ・事務局長が「“パンデミック”が加速している」と表明(3/23)

## (2) 日本政府

- ・感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」への指定を閣議決定(1/28、施行は2/1)
- ・厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の設置(1/28)
- ・在留邦人の帰国に向け、チャーター機の派遣(1/28～5便)
- ・閣議決定に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置(1/30～20回)

- ・閣議了解に基づく入国管理の強化（2/1～）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を発表（2/13）
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の開催（2/16～7回）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を公表（2/25）
- ・全国的なスポーツ・文化イベント等の今後2週間の中止・延期・規模縮小を要請（2/26、3/10）
- ・全国すべての小・中・高・特別支援学校について3月2日からの臨時休業を要請（2/27）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）を発表（3/10）
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部を改正する法律が3月13日成立（3/14施行）
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表（3/19、4/1）
- ・医療機関向けマスク1,500万枚を政府が購入して都道府県に配布（3/23～）
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期を発表（3/24）
- ・全世界を対象に危険情報をレベル2に引き上げ、不要不急の渡航自粛を要請（3/25）
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく政府対策本部を設置（3/26）
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の発出及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の変更（4/7）
- （緊急事態措置実施期間：4/7～5/6）
- （緊急事態措置実施区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定（4/8）

### 3 本県の体制等

- (1) 県関係各課による「新型コロナウイルス関連感染症対策会議」の開催（1/24、1/28）
- (2) 副知事を議長とした「新型コロナウイルス感染症に係る対策会議」の設置・開催（1/29）
- (3) 知事を本部長とした「山形県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置（2/7）
  - ・第1回本部員会議の開催（2/10）
  - ・第2回本部員会議の開催（2/25）
  - ・第3回本部員会議の開催（3/23）
  - ・第4回本部員会議の開催（3/27）
- (4) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき政府対策本部が設置されたことを受けて、同法に基づく「山形県新型コロナウイルス感染症対策本部」へ移行（3/26）
- (5) 県内で感染者が確認されたことを受け「山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部」へ移行し「緊急対応チーム」を設けて本部体制を更に強化（3/31）
  - ・第5回本部員会議の開催（3/31）
  - ・第6回本部員会議の開催（4/2）
- (6) 「新型コロナウイルス感染症対策に係る県と県内産業・経済関係者等との連絡協議会」の開催（4/8）
  - ・各界における影響や課題、今後に向けた意見を聴取
- (7) 知事メッセージの発信等
  - ・2月28日、記者会見（臨時）で、学校における臨時休業等に係る対応を説明
  - ・3月6日、記者会見（臨時）で、本県の新型コロナウイルス感染症への対応状況について説明するとともに、感染予防の徹底と不確実な情報に惑わされることなく落ち着いた行動をとるよう、県民の皆様にメッセージを発表
  - ・3月19日、記者会見（臨時）で、県民の皆様に感染予防の徹底と県立病院における入院患者への面会の原則禁止措置への理解と協力をお願いするとともに、海外渡航や海外から帰国された方への注意喚起を行ったほか、中小企業・小規模事業者への資金繰り支援の実施について発表
  - ・3月24日、記者会見（定例）で、「新型コロナ受診相談センター」への名称変更などの医療・相談体制や県立学校における春休み・新学期等の対応、県主催イベントの開催に関する対応方針、緊急地域経済対応等について発表

- ・3月28日、国内における感染拡大の状況を踏まえ、県外への不要不急の移動を控えていただくよう、県民の皆様にもメッセージを公表
- ・3月31日以降、記者会見（臨時）で、県内で確認された感染事例の発表とともに、県外との不要不急の往来を控えていただくことや、法要など様々な行事に県外からの参加を見合わせるなどについて、県民の皆様にもメッセージを公表
- ・4月3日、感染拡大を防止するための6つのお願いについて、県民の皆様にもメッセージを公表

#### 4 全国知事会の動き

- (1) 新型コロナウイルス緊急対策本部会議を開催し、学校の臨時休業等に伴う対策の全額政府負担による実施や、学校給食の休止やイベントの中止等に伴う事業者・農林漁業者の減収への補償や支援等をはじめとした緊急提言を決定（3/5、6、17、23、24）
  - ①新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言（3/5）
    - ・N95マスク・手袋・防護服などの医療用資機材について政府による責任ある調達・供給
    - ・感染拡大防止対策に必要なマスクや消毒液など民生用物資の安定供給等
    - ・医療現場で迅速に検査を行う体制の確立や、治療薬の早期開発と治療方法の確立
  - ②新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言（3/5）
    - ・感染状況等に応じた学校再開の基準やこれからの想定スケジュール等の提示
    - ・放課後児童クラブ等の運営にかかる経費への財政措置等
    - ・給食・スクールバス・タクシー業者など関係事業者が生じる損失への補償等
  - ③新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言（3/5）
    - ・学校の一斉臨時休業により影響が生じる関係事業者等の資金繰りや収入減に対する支援等
    - ・イベントの中止・延期等により影響が生じる関係事業者への融資制度の弾力的な運用等
    - ・地域経済への影響を最小限に留めるための交付金制度の創設や雇用対策の実施等
  - ④新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言（3/6）
    - ・緊急事態宣言の発動の判断基準及び区域設定の考え方の明確化
    - ・国民生活への影響が非常に大きい私権の制限措置の適切な実施に向けた政府の配慮
  - ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望（3/18）
    - ・国の一斉臨時休業要請終了後の学校再開について考え方の提示
    - ・臨時休業措置に必要な情報について国と都道府県・市町村での共有
  - ⑥新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言（3/18）
    - ・医療現場等へのN95マスクなどの医療用資機材について政府による調達・供給の継続
    - ・社会福祉施設等への衛生物品等について政府による責任ある調達・供給
    - ・イベント等の開催や事業活動を継続していく上での判断基準の明確化
  - ⑦改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言（3/18）
    - ・都道府県との総合調整のための政府対策本部の速やかな設置
    - ・緊急事態宣言の発動の際の都道府県知事との意見の聴取など十分な連携の実施
  - ⑧新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施について（3/25）
    - ・融資限度額の引上げ、返済期間の延長などの金融支援策の強化
    - ・宿泊料金割引制度の創設、地域振興券の交付など消費喚起対策の実施
  - ⑨新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に係る緊急提言（3/25）
    - ・N95マスク・手袋・防護服などの医療用資機材について政府による責任ある調達・供給
    - ・感染拡大防止対策に必要なマスクや消毒液など民生用物資の安定供給等
    - ・イベント等の開催や事業活動の継続の判断基準の明確化、中止等に伴う営業損失への補償

- ⑩新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の経済対策の策定等に向けた緊急要請
  - ・地方団体が実施する対策等に係る財源の国の責任における全額補てんなどの財政措置の実施
  - ・補助事業や地方単独事業の追加に伴う地方負担を軽減する交付金制度の創設（3/30）
- ⑪「新型コロナウイルス感染症に打ち克つために！～日本と地域を守る全国知事会宣言～」(4/2)
  - ・国民に対し、3つのスローガンで「命と健康を守ろう！」、「大切な医療機関を守ろう！」、「頑張る人の尊厳を守ろう！」と呼びかけ

## 5 本県の感染予防等への対応

### (1) 医療体制の整備

- ①医療関係者による「新型コロナウイルス感染症医療連絡会議」の開催
  - ・県内の病院を対象とした連絡会議を開催し、情報共有（2/7）
  - ・患者の受け入れ体制の確認と情報共有を行う第2回会議を開催（3/4）
- ②市町村等の関係機関による「新型コロナウイルス感染症に係る県・市町村等危機管理連絡会議」の開催
  - ・感染が確認された場合に県医師会や県社会福祉協議会、市町村などの関係機関の迅速な対応を確認するための会議を開催（3/6、27）
- ③衛生研究所における新型コロナウイルスに係る検体の検査
  - ・厚生労働省の検査基準に加え、診察した帰国者・接触者外来の医師と保健所長の判断で幅広く検査を実施
  - ・患者の増加に備え、1日当たりの検査件数を増やすため検査機器を増設（60→80検体）（3/25）
  - ※4月8日午前10時現在 663件の検査を実施済
- ④感染症指定医療機関等による患者の受け入れ態勢の整備
  - ・感染症指定医療機関（県立中央病院、県立新庄病院、県立河北病院、日本海総合病院、公立置賜総合病院）における患者の受け入れ態勢を整備
  - ・既存の指定病床18床を超える患者が発生した場合を想定し、感染者が入院できる病床（150床程度）の受け入れ態勢を確認（3/4）
- ⑤新型コロナ感染症外来の設置（14医療機関）
  - ・厚生労働省方針に基づき、患者を専門の医療機関で確実に診療し、医療機関を発端とした感染症のまん延を防止するため、対応可能な医療機関に「帰国者・接触者外来」を設置（2/10：10医療機関を設置、2/18：11医療機関に拡充、2/19：12医療機関に拡充、2/26：13医療機関に拡充、3/30：14医療機関に拡充）
  - ・「新型コロナ感染症外来」に改称して運営（3/23～）
- ⑥感染防止資機材の備蓄等
  - ・新型コロナウイルスに対応する医療機関用として、使い捨てマスクやガウン、ゴーグル、手袋等を各保健所に備蓄
  - ・保健所における防疫備品（ガウン、ゴーグル等）の追加配備を予定
  - ・厚生労働省から無償配布されたマスク（政府備蓄分）を県内保健所及び医療機関へ約27,000枚配布（3/17～）
  - ・厚生労働省が確保（購入）した医療機関向けマスク（1,500万枚）のうち、本県分として配布された181,000枚を感染症指定医療機関、市中医療機関、介護施設等に配布（3/23～）
- ⑦患者搬送体制の整備
  - ・消防機関を対象とした連絡調整会議を開催し、患者発生時の搬送体制等を確認（2/21）

## (2) 感染症対策に係る注意喚起等と相談対応

### ①各種広報媒体等を活用した県民の皆様への迅速な情報提供と必要な注意喚起

#### (ア) 一般県民向け

- ・県ホームページやSNSによる注意喚起及び県内報道機関に対する情報提供（随時）
- ・県政テレビ（2/16）、県政ラジオ（2/7～）による注意喚起
- ・生命保険会社やスーパー・コンビニとの協定に基づく注意喚起チラシの配布（2/下旬～）
- ・臨時の記者会見において知事及び医療統括監より、感染症対策の徹底と医療機関の受診にあたっての注意を喚起（3/6）

#### (イ) 業界向け

県内での感染者の確認を受け、次の依頼等を実施

- ・県内自動車教習所管理者に対し、当面の間、県外からの教習予定者の受け入れを差し控えるよう依頼（3/31）
- ・県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長等に対し、従業員及び取引業者の感染予防対策の一層の徹底や宿泊受入の際の慎重な対応などについて注意喚起（4/3）

### ②新型コロナ相談窓口の設置（4月6日現在 4,319件の相談受付）

- ・県庁及び5保健所に電話相談窓口を設置し、県民の皆様等からの相談に対応（1/24～）
- ・「新型コロナ相談窓口」に改称して運営（3/23～）

### ③新型コロナ受診相談センターの設置（4月6日現在 4,106件の相談受付）

- ・厚生労働省方針に基づき、住民の不安を軽減するとともに、患者を専門の医療機関に確実につなげ、医療機関を発端とした感染症のまん延を防止するため、県内5保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置（2/10）
- ・「新型コロナ受診相談センター」に改称して運営（3/23～）

### ④新型コロナ受診相談センターのコールセンター設置（4月7日現在 387件）

- ・24時間体制フリーダイヤルで、不安相談や感染が疑われる方の受診相談（4/6～）

### ⑤医療機関情報ネットワークの多言語対応

- ・医療機関や薬局の情報を提供する「医療機関情報ネットワーク」の英語対応に加え、新たに中国語簡体字、繁体字、タイ語、韓国語での対応を予定

## (3) 学校における感染防止等の対応

### ①一斉臨時休業の指示・要請等

#### (ア) 公立学校

- ・学校臨時休業等に係る政府の要請に対応し、すべての公立学校で3月2日以降、臨時休業を実施
- ・臨時休業に引き続き春休みとし、感染防止対策の徹底を図った上で学校教育活動を一部再開することを県立学校に指示。市町村立学校及びスポーツ少年団についても同様の対応とすることを市町村教育委員会及び県スポーツ協会に依頼（3/23 文書により通知・依頼）

#### (イ) 私立学校

- ・文部科学省の通知を踏まえ、各私立高校に対し、臨時休業等を要請（2/28 文書による通知）、全ての私立高校（全日制）で臨時休業の実施を決定（通信制高校は3月中の登校日なし）。県立高校の対応を踏まえ、私立高校に対して適切な対応を依頼（3/24）

### ②児童生徒の居場所の確保に係る体制整備

- ・知事と教育長連名により、学校の臨時休業に伴う児童生徒の居場所の確保に係る体制整備（学校の施設の活用や放課後児童クラブでの対応、教員への支援の要請など）について各市町村長・教育長に対して文書により依頼（3/1）
- ・県立特別支援学校へ、学校の臨時休業に伴う幼児児童生徒の居場所の状況把握、福祉事業所等の各種サービスの情報提供、学校施設を活用した柔軟な対応について文書により検討を指示（3/1）

③子どもを持つ職員・従業員等への配慮に係る企業等への協力要請について

- ・企業等に対し、保護者の休暇取得や在宅勤務、短時間勤務、時差出勤等の配慮を要請（2/28）

④自宅で過ごす児童と保護者に向けた情報提供

- ・「やまがた子育て応援サイト」で、長い時間自宅等で過ごすお子さんと保護者のみなさんに役立つ情報や活用できる動画等のリンクを紹介（3/7～ 随時更新）

**(4) 学校における新学期の対応**

①公立学校

- ・県立学校の新学期の対応について、文部科学省の教育活動の再開等に関する通知、政府の専門家会議の提言、更には県の専門家等からの御意見などを踏まえるとともに、本県の状況を勘案した上で総合的に判断し、感染防止対策を徹底するとともに一部活動に制限を設けたうえで、予定通り学校を再開することとし、県立学校に指示するとともに、市町村立学校及びスポーツ少年団活動についても同様の対応を市町村教育委員会及びスポーツ協会に依頼（4/2 文書により通知・依頼、教育長記者会見を実施）

- ・4月3日以降も県内で感染例が相次いだことを踏まえ、県立学校の再開に当たり、学校における感染防止対策について、チェックリストによる緊急点検を行い、体制整備が図られた学校から順次新学期を開始することとし、県立学校に指示するとともに、市町村立学校についても可能な限り同様の対応を依頼（4/5 県立学校へ通知、4/6 市町村教育委員会へ依頼）

②私立学校

- ・県立高校の一連の対応を踏まえ、私立高校に対し都度適切な対応を依頼（4/2、4/5）  
直近では、県立高校において、感染防止対策について緊急点検を行い、体制整備が図られた学校から順次新学期を開始することとされたことを踏まえ、私立高校に対し適切な対応を行うよう文書により依頼（4/5）

**(5) 米沢栄養大学・米沢女子短期大学における対応**

- ・3月12日の米沢栄養大学の一般入試（後期日程）における面接の中止を決定（大学入試センター試験の成績と調査書の内容で合否を決定）（3/5）

- ・4月3日の入学式の中止を決定（3/19）

- ・新年度の授業開始日の変更（3/27）

米沢栄養大学：4月22日から開始（当初予定4月8日）

米沢女子短期大学：4月27日から開始（当初予定4月13日）

**(6) その他高等教育機関に関する対応**

- ・高等教育機関における感染防止対策の徹底について、大学コンソーシアムやまがたを通して各高等教育機関に依頼（4/6 文書により通知）

**(7) イベント等への対応**

- ・県主催のイベント等で一般の方が参加するものについては、感染予防の観点から当面の間、開催の中止や延期を決定（県ホームページ等により周知）

**6 本県経済等への影響及び対応**

**(1) 影響**

①企業、事業所等

- ・本県から中国に進出している県内企業（56社）については、多くの企業が操業再開してきているものの、物流の遅延・停滞や従業員が一部確保できないなどの状況がみられ、生産活動が停滞しており、フル操業まで時間を要している状況にある。

・その他の県内企業においては、中国からの部品、原材料等が調達できないことにより、自動車や電子機器関連の企業などで、生産活動の停滞がみられるとともに、中国経済の減速等に伴い受注量が減少する企業が出てきている。また、世界レベルでの感染拡大が続く中、出張の自粛等による営業活動の縮小に伴う受注減少等の影響や、自動車の購買需要の減に伴う国内工場の操業停止等による生産活動の停滞がみられてきている。

・飲食業、旅館・ホテル等については、政府による不要不急の集まりへの自粛の呼び掛けや学校臨時休業の要請もあり、卒業謝恩会をはじめとする宴会等のキャンセルが相次いでいるほか、新規予約も低調で売上げが大きく減少している。

・学校臨時休業に伴う、スクールバスの運行休止や学校給食の休止により、スクールバス運行請負業者や学校給食請負業者、納品業者、農産物の生産者等に影響が出ている。

## ②観光関係

・旅行を手控える動きが広がる等、県内の宿泊施設や観光立寄施設、旅行会社では、宿泊や旅行のキャンセルが相次いでいるほか、3月、4月の予約も前年を大きく下回り、売上げの大幅な減少が見込まれている。

・台湾と本県を結ぶ国際定期チャーター便の4月以降の春夏期全ての便の運航見合わせとともに、酒田港に寄港予定の外航クルーズ船の寄港が一部中止となっている。

## ③交通機関

### (ア) 航空機

・山形空港の伊丹便1往復が需要減退により一時減便（3月12日（木）～4月28日（火））

・山形空港の名古屋便1往復が需要減退により一時減便（4月9日（木）～4月28日（火）（※4/19（日）、4/25（土）、4/27（月）は減便せず通常運航見込み））

・庄内空港の羽田便1往復が需要減退により一時減便（3月9日（月）～4月8日（水）（※3月28日のみ減便せず通常運航））

・庄内空港の羽田便2往復が需要減退により一時減便（4月9日（木）～4月28日（火）（※4/10（金）、4/12（日）、4/17（金）～4/19（日）、4/26（日）は1往復が減便の見込み））

・庄内空港の成田便1往復が需要減退により一時減便（4月8日（水）～4月27日（月）（※4/11（土）、4/12（日）、4/16（木）、4/18（土）～4/20（月）は減便せず通常運航見込み））

### (イ) 都市間高速バス

・庄内交通 夜行高速バス「東京ディズニーランド®線」が需要減退により一時全便運休（3月24日～4月22日出発分）

・庄内交通 夜行高速バス「京都・大阪・USJ線」が需要減退により一時全便運休（3月23日～4月23日出発分）

・山交バス、庄内交通等の高速バス「仙台～酒田・本荘線」及び「山形～鶴岡・酒田線」について、山形～鶴岡・酒田間で4便/日、吹浦～本荘間で2便/日が需要減退により運休（4月6日（月）～23日（木）出発分）

・山交バスの夜行高速バス「山形～京都・大阪線」において4月6日（月）から23日（木）出発分まで、「新庄・山形～東京線」において4月7日（火）から24日（金）出発分まで、需要減退により一時全便運休

### (ウ) 鉄道

・山形新幹線の3月（1～22日）の利用者数は、前年比で半減（▲54%）となっている。

## (2) 対応

### ①県の支援策

・「新型コロナウイルスに関する特別金融相談窓口」の設置（2/25～）

※4月8日現在 217件の相談受付

- ・山形県商工業振興資金融資制度（地域経済変動対策資金（以下、地域変動資金））の対象事象に「新型コロナウイルス」を指定（2/25）
- ・政府のセーフティネット保証4号（3/2）・5号（3/6）、危機関連保証（3/13）の発動（これにより、地域変動資金を利用した場合に保証料が無料）
- ・花き産業を応援するため、「花を飾ろう！花を贈ろう！運動」を実施（3/12～）
- ・特に売上げの減少が大きい中小企業者・小規模事業者を対象に、県、市町村、金融機関の負担により、地域変動資金を無利子とする制度を創設（3/16～）
- ・県と市町村が補助金を支出し基金を積み立て、各商工会・商工会議所を通して、地域における消費活動を喚起する取組みを支援する「山形県緊急地域経済対策協議会」（構成員：県、市町村、県商工会連合会、県商工会議所連合会）を設立（3/24）
- ・地域変動資金の無利子融資制度について、3月16日まで遡及適用して要件緩和と融資限度額の引上げによる拡充（3/24）

## ②学校臨時休業等に伴い事業活動に影響が生じる県内企業への対応

- ・「新型コロナウイルスに係る学校臨時休業に伴う緊急経済対応会議」を、山形県新型コロナウイルス感染症対策本部の下に、知事を議長として3月1日に設置し、同2日及び9日に会議を開催
- ・「新型コロナウイルスに係る学校臨時休業に伴う特別相談窓口」を商工労働部産業政策課内に設置（3/2～）※4月8日現在 17件の相談受付
- ・主要業界からヒアリングする（3/2～）など県内経済活動への影響を把握し、全国知事会を通して随時政府への緊急提言を実施
- ・金融三団体（銀行協会、信用金庫協会、信用組合協会）に対し、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援（返済猶予や借換等）を要請（3/19）
- ・新型コロナウイルスに係る経済金融連絡会議を開催（3/19）  
政府及び県の経済施策の情報共有及び県からは金融機関に対し迅速な融資審査と柔軟な対応を商工団体に対しては企業への適切な指導・助言を要請
- ・給食用牛乳やヨーグルトの需要減少への対応及び児童の健康増進のため、県内の放課後児童クラブへ県産牛乳と県産ヨーグルトの無償提供を実施（3/25・27）

## ③政府の支援策の活用

### （ア）資金繰り支援（経済産業省、農林水産省）

- ・日本政策金融公庫による衛生環境激変対策特別貸付制度の発動（2/21）
- ・セーフティネット保証4号（自然災害等）の発動（3/2）及び5号（業況悪化の業種）の対象業種の追加指定（3/6）を行い、信用保証協会において一般保証とは別枠で案件に応じて100%保証（4号）または80%保証（5号）保証による資金繰りの支援
- ・日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット資金等による資金繰りの支援（3/10（適用2/1～））
- ・危機関連保証を発動し、信用保証協会においては一般保証、セーフティネット保証とは異なる別枠での100%保証による資金繰り支援（3/13～）
- ・日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付と売上げが減少した事業者※への特別利子補給制度による借入後3年間の無利子化（3/17～、4/7緊急経済対策）  
※個人事業主⇒要件なし、小規模事業者⇒売上高▲15%、中小企業者⇒売上高▲20%
- ・商工中金及び日本政策投資銀行による危機対応業務（中小企業に加え、大企業・中堅企業への資金繰り支援）（3/19～）
- ・民間金融機関を通じた県制度資金について、保証料補助や借入後3年間の無利子化（4/7緊急経済対策）
- ・日本政策金融公庫等による既往債務を実質無利子融資に借換可能とする（実質無利子融資の上限の範囲）



- ・民間金融機関の信用保証付き既往債務を、県制度融資を活用した実質無利子融資（3年間）に借換可能（実質無利子の上限の範囲）
- (イ) 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援（4/7 緊急経済対策）
- ・再起の糧となる事業全般に広く使える新たな持続化給付金制度を創設
- ※上限額 ⇒法人：200万円以内、個人事業者等：100万円以内
- ・新型コロナウイルス感染症がもたらす経営上の課題を乗り越え生産性向上に取り組む事業者向けに、生産性革命推進事業（ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金）の「特別枠」を設置
- (ウ) 観光・運輸業、飲食業、イベント等に対する支援（4/7 緊急経済対策）
- ・観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業などを対象とした官民一体型の需要喚起キャンペーン「Go To キャンペーン」の実施
- (エ) 緊急経済対策における税制上の措置（経済産業関係）（4/7 緊急経済対策）
- ・固定資産税・都市計画税の軽減
  - ・法人税や消費税、固定資産税などの納税の猶予
  - ・欠損金の繰戻還付を拡充
- (オ) 雇用調整助成金の特例措置の対象労働者や助成率等を拡大（厚生労働省）
- ・4/1に、助成率などについて特例措置を拡充（詳細は今後発表）
- (カ) 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（厚生労働省）
- ・小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金（日額上限8,330円）の創設（3/10（申請開始3/18～））
  - ・個人についても、業務委託契約等に基づき、発注者から一定の指定を受けているなどの要件を満たす場合に、臨時休業した小学校等の子の保護者が就業できなかった日数に応じて定額（4,100円/日）を支援（3/10（申請開始3/18～））
- (キ) 個人向け緊急小口資金等の特例の創設（厚生労働省）
- ・山形県社会福祉協議会において、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により一時的に収入が減少した世帯等を対象として、緊急小口資金等の特例貸付を実施

(3/25～)

	緊急小口資金（休業された方向け）	総合支援資金（失業された方等向け）
対象者	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額	・10万円以内 (学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内)	・(2人以上) 月20万円以内 ・(単身) 月15万円以内 貸付期間：原則3月以内

以上

## 県内における新型コロナウイルス感染者の確認事例について

(R2. 4. 8時点)

事例	確認月日	年代	性別	居住地	備 考
1	R2. 3. 31	20代	女性	神奈川県	「米沢ドライビングスクール」(米沢市花沢)の運転免許合宿参加のため来県
2	R2. 3. 31	60代	男性	上山市	「花明りの宿 月の池」(上山市)従業員(調理担当)
3	R2. 4. 1	60代	男性	新庄市	東京より帰宅後、発熱症状のある親族(※)あり
4	R2. 4. 3	60代	女性	新庄市	事例3の同居家族
5	R2. 4. 3	30代	女性	新庄市	事例3の同居家族
6	R2. 4. 3	30代	女性	新庄市	事例3の親戚、事例7、8の家族
7	R2. 4. 3	10歳未満	女性	新庄市	小学生、事例3の親戚、事例6、8の家族
8	R2. 4. 3	乳児	女性	新庄市	事例3の親戚、事例6、7の家族
9	R2. 4. 4	20代	女性	大蔵村	事例5の同僚 大蔵村の特別養護老人ホーム「翠明荘」の職員
10	R2. 4. 4	20代	男性	上山市	東京から来県した友人(※)と接触歴あり ヤマト運輸勤務
11	R2. 4. 5	50代	女性	上山市	事例10の家族 小規模多機能型居宅介護事業所「ながすず」勤務
12	R2. 4. 5	20代	男性	米沢市	事例10の友人
13	R2. 4. 5	20代	男性	鶴岡市	仙台市の英国風パブ(クラスター発生施設)の利用あり
14	R2. 4. 6	20代	男性	南陽市	事例12の友人 高畠ワイナリー勤務
15	R2. 4. 6	20代	男性	高畠町	事例12の友人 高畠消防署勤務
16	R2. 4. 6	40代	女性	高畠町	事例10、事例12の友人の家族
17	R2. 4. 6	50代	女性	飯豊町	事例10の同僚
18	R2. 4. 6	20代	男性	鶴岡市	事例13と一緒に仙台市の英国風パブ(クラスター施設)利用あり
19	R2. 4. 6	50代	男性	上山市	行動歴調査中
20	R2. 4. 8	40代	女性	鶴岡市	事例18の家族
21	R2. 4. 8	20代	男性	鶴岡市	事例18の家族
22	R2. 4. 8	40代	男性	酒田市	行動歴調査中

(※) 都内の保健所に検査依頼中

<集計>

市町村別	感染者数
上山市	4
新庄市	6
大蔵村	1
米沢市	2(1)
南陽市	1
高島町	2
飯豊町	1
鶴岡市	4
酒田市	1
計	22(1)

年代別	感染者数
10歳未満	2
10代	0
20代	9
30代	2
40代	3
50代	3
60代	3
70歳以上	0
計	22

男女別	感染者数
男性	11
女性	11
計	22

( )は、神奈川県在住

# 令和2年度補正予算（第1号）の概要

資料3

## 1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費 167,058億円

### (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 18,097億円

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）〔1,490億円〕  
（PCR検査機器整備、病床・軽症者等受入れ施設の確保、人工呼吸器等の医療設備整備、応援医師の派遣への支援等）
- ・ 医療機関等へのマスク等の優先配布〔953億円〕、人工呼吸器・マスク等の生産支援〔117億円〕
- ・ 幼稚園、小学校、介護施設等におけるマスク配布など感染拡大防止策〔792億円〕、全世帯への布製マスクの配布〔233億円〕
- ・ アビガンの確保〔139億円〕、産学官連携による治療薬等の研究開発〔200億円〕、国内におけるワクチン開発の支援〔100億円〕、国際的なワクチンの研究開発等〔216億円〕
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）〔10,000億円〕

### (2) 雇用の維持と事業の継続 106,308億円

- ・ 雇用調整助成金の特例措置の拡大〔690億円〕  
※ 上記は一般会計で措置した週労働時間20時間未満の雇用者に係るものであり、20時間以上の雇用者については、労働保険特別会計で7,640億円を措置している。
- ・ 中小・小規模事業者等の資金繰り対策〔38,324億円〕
- ・ 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金〔23,176億円〕
- ・ 生活に困っている世帯に対する新たな給付金〔40,206億円〕
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金〔1,654億円〕

**(3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復** **18,482億円**

- ・ “Go To”キャンペーン事業（仮称）〔16,794億円〕
- ・ 「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド（仮称）」の創設〔1,000億円〕

**(4) 強靱な経済構造の構築** **9,172億円**

- ・ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金〔2,200億円〕
- ・ 海外サプライチェーン多元化等支援事業〔235億円〕
- ・ 農林水産物・食品の輸出力・国内供給力の強化〔1,984億円〕
- ・ GIGAスクール構想の加速による学びの保障〔2,292億円〕
- ・ 公共投資の早期執行等のためのデジタルインフラの推進〔178億円〕
- ・ 中小企業デジタル化応援隊事業〔100億円〕

**(5) 今後への備え** **15,000億円**

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策予備費〔15,000億円〕

**2. 国債整理基金特別会計へ繰入** **999億円**

**補正予算の追加歳出計** **168,057億円**

## 県立学校における新学期の対応について

### I 基本的な考え方

令和 2 年度の新学期においては、文部科学省の教育活動の再開等に関する通知（※）、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言、更には県の専門家等からの御意見などを踏まえるとともに、本県の状況を勘案した上で総合的に判断し、以下の具体的な対応を講じながら学校教育活動を再開することとする。

この場合、何よりも児童生徒の安全確保のため、基本的な感染防止策を徹底するとともに、学校における感染クラスター発生防止対策を講じるものとする。

なお、日々の状況の変化によっては、今後も必要に応じて追加的な対応を指示する場合がある。

（※文部科学省通知：令和 2 年 3 月 24 日付 元文科初第 1780 号「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」及び令和 2 年 4 月 1 日付 2 文科初第 3 号「「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について（通知）」）

\*学校関係者とは日常的に学校を使用する児童生徒及び教職員とする。

### 1 本県が感染確認地域に区分される場合

#### (1) 学校関係者（\*）に感染が確認されていない場合

何よりも児童生徒の安全確保のため、児童生徒の検温の有無の確認など健康観察を行うほか、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底する。

学校がクラスターとならないよう、⑦こまめな換気、④十分に児童生徒間の間隔をとる、⑦近距離での会話を避けるなど感染リスクが高まる 3 つの条件を十分考慮し、活動内容に対応した感染クラスター発生防止対策を講じた上で、学校教育活動を行うものとする。

#### (2) 学校関係者に感染が確認された等の場合

##### ① 学校関係者が PCR 検査受検の対象者と判断された場合

当該本人は、自宅待機（出席停止）とするとともに（1）と同様の対応とする。

##### ② 学校関係者が感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合

- ・ 当該本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から 2 週間の健康観察期間中、自宅待機（出席停止）とするとともに、当該学校を一時的に閉鎖し、当該本人の学校における行動状況を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。
- ・ 閉鎖解除後は、（1）と同様の感染防止対策等を再開するとともに、児童生徒の健康観察の徹底や連絡体制の確認などを行う。

##### ③ 学校関係者の感染が判明した場合

- ・ 当該学校を閉鎖し、当該本人の学校における行動状況を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（以下「臨時休業ガイドライン」という。）に基づき、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携し、発生状況に応じて、臨時休業も含む臨機応変な対策を別途講じるものとする。

### 2 本県が感染拡大警戒地域に区分される場合

臨時休業ガイドラインに則し、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携の上、臨時休業を含めた対策を別途講じるものとする。

自治体首長から地域全体の活動自粛を強化する一環として要請があった場合、感染者が発生していない学校を含めた地域一斉の臨時休業を検討する。

## II 対応

### 1 高等学校

基本的な感染防止対策を徹底するとともに、感染リスクが高まる3つの条件を避けるための対策を講じて学校教育活動を行うこととする。この場合、生徒等の健康観察をこまめに行う。

#### (1) 学習活動・学校生活

- ・ 予定されている始業日より、学校を再開させることとする。  
この場合、生徒の安全確保のため家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認など健康観察を行うほか、別紙に掲げた基本的な感染症予防対策及び感染クラスター発生防止対策を徹底する。
- ・ また、学校における感染症対策について、学校医及び学校薬剤師と連携したチェック体制を構築し、学校保健委員会等を活用しながら実施すること。

#### (2) 部活動

- ・ 感染防止及び感染クラスター発生防止の観点から、別紙のとおり一部内容を制限して活動を行う。活動は平日のみとし、1日の活動時間は2時間以内とする。

#### (3) 学校行事（入学式、修学旅行等）

##### ① 入学式

各学校で当初予定していた日時に、式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する、可能な限り座席の間隔を離す、近距離の発声や合唱を避けるなどの工夫をした上での実施とする。また、参加者については、現時点では、次のように限定する。

- (ア) 参加者は新入生及び教職員とする。
- (イ) 保護者は各家庭1名とするなど必要最小限の参加とする。
- (ウ) 在校生は必要最小限の参加とする。
- (エ) 来賓の参加は御遠慮願う。

##### ② P T A総会等学校関係者以外の者を含む学校における集会

開催の必要性を十分吟味すること。開催する場合であっても、参集範囲を可能な範囲で限定（50名未満）し、実情に応じた基本的な感染防止対策及び感染リスクが高まる3つの条件を低減させる対策を講じた上で実施すること。

##### ③ 修学旅行

当面の間、修学旅行は中止ではなく延期扱いとすること。修学旅行先についても海外はもとより国内で感染が拡大傾向にある地域を避けること。

なお、県内で郷土を知り体験する機会とすることについても検討すること。

##### ④ 校外研修

当面の間、校外研修を行わないこと。

※ ①及び②については、開催日の2週間前までに海外や3大都市圏（東京都・大阪府・愛知県等）に居住又は滞在していた方の参加は御遠慮願う。

#### (4) 学校給食

- ・ 学校給食従事者について学校給食衛生管理基準を徹底する。（調理施設・設備の消毒の徹底、検温を含む健康状態・服装等の確認）
- ・ 配食当番の生徒等の健康確認を行い、食事前の手洗い等を徹底する。
- ・ 換気の徹底、座席の配置、近距離での会話及び給食時の約束等について指導する。

#### (5) 教職員の対応

- ・ 教職員についても出勤前に自宅で検温を行うなど体調管理に留意すること。
- ・ 教職員の出張については、真に必要なものに限定すること。併せて、公私共に不要不急の県外との往来は控えること。
- ・ 3大都市圏（東京都・大阪府・愛知県等）に居住又は滞在していた教職員（新規採用教員及び非常勤職員を含む。）、海外に滞在した教職員は、基本的に帰県の日の翌日から起算して2週間を経過するまでは職務命令による在宅勤務とすること。

## (6) その他

- ・ 上記(2)部活動及び(3)③修学旅行、④校外研修については、4月中の取扱いとし、5月以降の取扱いについては、発生状況等を踏まえ別途通知する。
- ・ 学校に出入りする業者等に対しても、咳エチケット、アルコール消毒、マスク着用等の感染防止対策の徹底を要請する。

## 2 特別支援学校

### (1) 学習活動・学校活動

- ・ 高等学校と同様の対応とするとともに、以下の点に留意する。
- ・ 主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- ・ 校外学習については、感染防止の観点から極力控えること。
- ・ 家庭や病院への訪問教育の実施については、該当児童生徒の健康状態の把握や教員の体調管理を徹底した上で保護者や病院との情報共有のもと、授業の可否について判断すること。

### (2) 部活動

- ・ 感染防止の観点から極力控えることとし、実施する場合は「実施する上での留意点」(別紙)を十分踏まえること。

### (3) 学校行事

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

### (4) 学校給食

- ・ 高等学校と同様の対応とする。また、学校の状況に応じ、時間を分けて食べる、場所を分けて食べるなどの工夫をする。

### (5) 寄宿舍

- ・ 舎食は、給食の対応と同様とする。
- ・ 入浴は、時差をつける、一回あたりの入浴者数を制限するなどの工夫をする。
- ・ 余暇活動については、密集しないよう場所を分けて行うようにする。

### (6) 教職員の対応

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

### (7) その他

- ・ 昇降口での密集を避けるため、出入口を分ける、時差登下校とする等、工夫する。
- ・ 放課後等デイサービスによる送迎サービスの利用の場合には、感染予防対策について十分に連携すること。

## 3 小・中学校(市町村教育委員会への要請)

### (1) 学習活動・学校活動

- ・ 臨時休業中及び春休み中の課題の実施状況を確認するなど児童生徒の学習状況を把握し、補充のための授業や放課後等による補習の実施などについて配慮する。

### (2) 部活動

- ・ 高等学校の対応の範囲内とする。

### (3) 学校行事(入学式、修学旅行等)

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

### (4) 学校給食

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

### (5) 教職員の対応

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

### (6) その他

- ・ 放課後児童クラブ等の密集性回避のため、引き続き学校施設の利活用に協力する。



## ＜実施する上での留意点＞

### 1 県立学校における対応

#### (1) 共通項目

- ア 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策を徹底する。
- イ 発熱（37.5℃以上）や風邪症状のある生徒は活動させない。  
（登校前の症状の有無の確認や体温測定等について保護者の協力を得る）
- ウ こまめな換気を行う（1時間に1～2回程度）。
- エ 消毒液の設置及び積極的な活用、児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブやトイレの蛇口など）の消毒など定期的に（1日1回以上）担当者を決めて実施する。
- オ 3大都市圏（東京都・大阪府・愛知県等）に居住又は滞在していた教職員（新規採用教員及び非常勤職員を含む。）、海外に滞在した教職員は、基本的に帰県の日翌日から起算して2週間を経過するまでは職務命令による在宅勤務とすること。

#### (2) 学習活動・学習支援

基本的な感染防止対策を徹底するとともに、感染リスクが高まる3つの条件を避けるための対策を講じて学習活動を行うこととする。

可能な範囲で座席間を離すこととし、1m以上離す・交互に着席するなどの対応ができない場合は、咳エチケットの要領でマスク（※）を装着すること。また、近距離での会話や発声等が必要な場合においても同様の対応を行うこと。

※マスクについては、必要に応じて「各学校における教育活動の再開へ向けたマスクの準備について（令和2年3月25日付文部科学省事務連絡）」を参照に布製のものを作成するよう指示する。

#### (3) 部活動

基本的な感染防止対策を徹底するとともに、感染リスクが高まる3つの条件を避けるための対策を講じて部活動を行うこととする。

##### ア 活動内容・道具等の使用

- ・ 顧問は、参加生徒に対し活動前に健康観察を徹底すること。
- ・ 小グループで活動し屋内に多くの生徒が集まらない。大声は避ける。
- ・ 柔道などの対人競技においては、近距離での対人練習を行わず、チームスポーツにおいては、人が密集する機会を少なくし、個人の技能を高める練習を工夫すること。
- ・ 文化部活動においては、大人数が集まって演奏や制作等をするものがないよう練習内容を工夫すること。吹奏楽では楽器を共有しないこと。合唱では、集団活動は行わず、個人の技能を高める練習を工夫すること。
- ・ 使い回す道具を使用した場合には、こまめに手洗いを行うこと。
- ・ 飲用水は個人で準備し、ボトルやカップ、タオルの共用はさせない。

##### イ 環境整備

- ・ 屋内の場合は、使用時間及び会場の割り当てを工夫し、多くの生徒ができるだけ集まらないようにする。また、こまめな換気を行い（1時間に1～2回程度）、常に窓を多少開けておくなど密閉した空間を作らない。

##### ウ その他運営に関する事

- ・ 部室を使用する場合は、換気を徹底し着替えなどの必要最低限にとどめるほか、時間帯を分けた使用など感染防止の工夫を行うこと。
- ・ 終了後は速やかに帰宅させるなど、集団でいる時間を短くする。
- ・ 自校のみの単独練習とし、宿泊を伴う活動、遠征、練習試合及び合宿は当面見合わせる事。

### 2 小・中学校における対応

学習活動・学習支援、部活動について、県立学校と同様の対応を依頼する。

なお、スポーツ少年団活動については、県立学校と同様の対応とするよう県スポーツ協会を通して依頼する。

令和2年4月5日  
教 育 庁

## 県立学校における感染防止対策及び体制整備の徹底について

県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、県立学校において、感染防止対策及び体制整備の徹底を図ることとし、体制が整備された学校から順次再開することとした。

### 1 「学校再開に向けた緊急点検」の実施について

- 学校再開にあたり、安全な環境を確保するための対策が講じられているか、約50項目の点検項目を記載したチェックリストに基づき改めて点検を実施する。  
(点検項目の例)
  - ・ 始業時間の繰下げ等通学列車等における「3つの密」対策ができているか。
  - ・ 濃厚接触を緩和するため、授業時の座席配置ができているか。
- 上記基準の体制整備が図られた学校から順次始業する。
- 既に感染者が確認された地域の学校においては、感染者の状況等を踏まえ、より慎重に判断する。

### 2 児童生徒の出席停止措置について

- 学校の安全確保のため、児童生徒の中で、感染拡大地域から帰県した日の翌日から起算して2週間を経過するまでは、または、2週間以内に感染拡大地域からの来県者と濃厚接触している者については、欠席扱いとはせず出席停止とする。
- 始業前に、児童生徒及び保護者に周知を図るとともに、上記条件に該当する児童生徒については、学校に申告してもらう。

### 3 その他（令和2年度の新学期を迎えるにあたっての感染防止に向けた教育委員会の取組み）

- 児童生徒や保護者の不安解消のためのメッセージを発出する。
- 山形市等における通学列車等における「3つの密」対策について検討する。

※市町村教育委員会に対して、可能な範囲で同様の取扱いを行っていただくよう依頼した。